

神戸ルミナリエ プロモーション動画制作業務 仕様書

1 業務名

神戸ルミナリエ プロモーション動画制作業務

2 事業目的

「神戸ルミナリエ」は、阪神・淡路大震災犠牲者への鎮魂の意を込めるとともに、都市の復興・再生への夢と希望を託し、1995年に初めて開催されて以来、震災の教訓を語り継ぐとともに神戸の冬の風物詩として多くの皆様に支えられながら、都市の賑わい創出や魅力を発信している。

神戸ルミナリエ組織委員会事務局（以下、事務局）では、映像を通じてさらなる神戸ルミナリエのブランド価値を向上させ、神戸ルミナリエならではの魅力や価値を幅広く発信するために動画を制作する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年6月30日まで

ただし、成果物については令和9年5月31日までに納品すること。

4 業務の基本方針

（1）業務目的

本業務は、神戸ルミナリエの魅力や開催意義を効果的に発信するプロモーション映像を制作し、視聴者の来場意欲を喚起するとともに、有料エリア特別鑑賞券の購入につなげることを目的とする。

（2）動画コンセプト

動画の企画・制作にあたっては、次の事項を基本コンセプトとして提案すること。

① 来場意欲の喚起

ルミナリエ作品の荘厳な雰囲気や美しさ、神戸の街との一体感を効果的に演出し、視聴者が実際に現地で鑑賞したいと感じられる内容とすること。

② 価値訴求

神戸ルミナリエ、特にメリケンパーク会場有料エリアの光の回廊「ガレリア」が有する世界観及び価値体験を効果的に表現し、他イルミネーションイベントとの差別化を図るとともに、ブランド価値の向上に資する動画とすること。

③ 購買行動の促進

動画を通じて、視聴者の興味・関心を高め、有料エリア特別鑑賞券の購入につながる構成および演出とすること。

（3）ターゲット及び課題解決アプローチ

本動画では、以下の3つの主要ターゲット層が抱える意識・心理的ハードルを解消し、メリケンパーク会場への来場につなげる動画構成・演出の提案を行うこと。

① 若者世代（震災未経験層）

主にSNSを通じて情報を取得し、視覚的な魅力や体験価値を重視する10代から20代を

対象とする。震災を経験していない世代であることから、神戸ルミナリエの開催意義や歴史的背景への理解が十分ではなく、一般的なイルミネーションイベントとして認識される傾向がある。このため、有料エリアならではの魅力や没入感を効果的に表現するとともに、神戸ルミナリエが有する「鎮魂」「復興」「未来への希望」といった価値が自然に伝わる企画・演出を提案すること。

② 過去の来場者（被災経験・元来場者層）

過去に神戸ルミナリエへ来場した経験があるものの、近年は来場機会が減少している層を対象とする。寒さや混雑、有料化への抵抗感に加え、分散開催による混雑緩和や鑑賞環境の改善について十分に認知されていないことから、来場意欲の低下が課題となっている。この課題解決を目的とし、現在の開催形態や有料エリアにおける快適な鑑賞環境を効果的に伝えるとともに、神戸ルミナリエが持つ継続性や歴史性を感じられる企画・演出を提案すること。

③ ファミリー層（子育て世代・観光客）

子育て世代及び市外・県外からの観光客を対象とする。家族で来場する際の混雑や寒さへの不安に加え、有料エリアへ入場することに対する体験価値が十分に伝わっていないことが課題となっている。この課題解決を目的とし、有料エリアで安心して鑑賞できる環境や、家族で共有できる特別な体験価値を効果的に表現し、神戸ルミナリエならではの魅力が伝わる企画・演出を提案すること。

5 業務内容

受託者は、業務の基本方針を十分理解し、方針内容にあった企画を提案したうえで、広報動画の撮影・編集を行い、成果物を納品する。

（1）企画・構成

「4 業務の基本方針」を踏まえ、動画コンセプト、ターゲットごとの訴求内容、ストーリー構成、演出手法、公開媒体の特性を踏まえた展開方法を明記した企画書を作成し、発注者との協議を経て企画内容を決定すること。

また、本業務委託で制作した動画については、SNS 等でも発信することを予定しており、動画視聴者が「神戸ルミナリエに行ってみよう」と思えるような企画、SNS※で効果的に発信できる提案を盛り込むこと。※SNS アカウント：神戸観光局公式 Instagram

（2）撮影

企画・構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行い、ルミナリエ開催期間中の撮影は必須とする。また、撮影場所は事務局が指定する場合がある。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き（納品後の加工も含む）
- ③ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可取得
- ④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

（3）編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに事務局と密にやり取りをし、内容確認、修正等の指示を受けること。本業

務において生成 AI（文章、画像、音声、動画、プログラミング等）を活用する場合は、事前に事務局の承諾を得るものとする。動画の納品企画等については「（４）成果物の納品企画・要件」のとおりとする。

（４）成果物の納品企画・要件

成果物はデータで、以下の企画・要件を満たした上で納品するものとする。

① 動画の規格および構成パターン

・【60 秒動画】

横型（16：9） 1 本／フルハイビジョン（1,920px×1,080px）

※公式ホームページ、YouTube および各種プロモーションでの上映を想定

・【15 秒程度動画】

縦型（9：16）および横型（16：9）各 3 本（計 6 本）

※ターゲット別のバリエーションを制作すること／フルハイビジョン規格

※Instagram リール、YouTube ショート等への投稿を想定

② 納品データ形式

動画の納品は、仕様に合わせて下記の形式とするものとする。

i. MP4

ii. 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画 JPG

③ 音声仕様

BGM、効果音及びナレーション等の音声仕様については、映像コンセプト及びターゲットへの訴求効果を踏まえ、受託者が最適な手法を提案すること。

※SNS でのミュート（消音）再生を考慮すること

④ 追加提案の提出について

本仕様に基づく提案に加え、「有料エリアチケットの購入者数増加」および「神戸ルミナリエの価値向上」に関して、より効果的と思われる追加提案や各種オプションがあれば、任意で提出すること。

なお、追加提案にかかる費用は、本業務の委託金額の範囲内で実施可能なものとする。

（５）成果物の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

6 委託費等

本業務に対する委託料の上限は 1,200,000 円（消費税および地方消費税を含む）とする。

7 権利の帰属

本業務により制作された成果物にかかる著作権、所有権その他の権利は事務局に帰属する。

8 留意事項

（１）善管注意義務

受託事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。

（２）第三者委託

受託業者は、当該事業の一部を第三者に再委託し、または請け負わせることができる。なお、再委託等にあたっては、市内に事業所を構える企業を優先して指名すること。

(3) 法令の遵守および守秘義務

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。また、受託者は、本業務により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(4) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(5) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、事務局は責任を負わない。

(6) 映像の編集

映像や画像の差し替えが必要な場合、事務局は映像や画像の差し替え等の編集を行えるものとする。

(7) 損害賠償責任の所在

本業務に起因して、設備等を破損・紛失した場合や、それにより第三者に損害を与えた場合は、その損害の補償・賠償を行うこと。

(8) 業務実施にあたっての注意点

以下の事項を含む内容で実施することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違反行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・宗教性のあるもの・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・神戸ルミナリエのイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・その他社会通念上に照らして組織委員会が不適当と認めるもの

(9) 反社会的勢力の排除

- ・発注者及び受注者は、現在および将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと、暴力団等の支配・影響を受けていないこと、暴力団等を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者または役職員が暴力団等の構成員ではないことを表明し、保証する。
- ・発注者または受注者は、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合、催告することなしに直ちに業務委託契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。

- ・発注者又は受注者は、前項の規定により業務委託契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、地元関係者等と連携を図るとともに事務局と連絡を密にし、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに報告し指示を受けること。
- (2) 受注者は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項については、事務局とその都度協議のうえ決定すること。

10 問い合わせ先

神戸ルミナリエ組織委員会事務局

担 当：中村・初村

住 所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階

電 話：078-230-1001

Email：lumi01@kcva.or.jp